様式第５号（第５条関係）

雇用維持等誓約書

対馬市創業等支援事業補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

１　対馬市創業等支援事業補助金を活用して資格取得・研修の受講を受けた日から３年を超えて、補助対象者を雇用し、その者が市内を生活の本拠地とすること。

２　対馬市創業等支援事業補助金要綱第１４条の規定により補助金返還命令を受けた場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部について、速やかに返還すること。

対馬市長　　　　　　様

　　年　　月　　日

申請者　住所

氏名